（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第二十四条の二　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

二～五　［略］

2　［略］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第二十四条の三　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係

二～五　［略］

2～4　［略］

（退職年金の併給調整事由該当の届出等）

第二十五条　退職年金の受給権者は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

2　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～五　［略］

3　［略］

（退職年金の併給調整事由消滅の届出）

第二十五条の二　退職年金の受給権者は、退職年金に係る併給調整年金の受給権が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

（受給権者の申出による退職年金の支給停止に係る届出等）

第二十五条の三　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第二十四条の二　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～五　［同上］

2　［同上］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第二十四条の三　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係

二～五　［同上］

2～4　［同上］

（退職年金の併給調整事由該当の届出等）

第二十五条　退職年金の受給権者は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第一号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

2　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～五　［同上］

3　［同上］

（退職年金の併給調整事由消滅の届出）

第二十五条の二　退職年金の受給権者は、退職年金に係る併給調整年金の受給権が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

（受給権者の申出による退職年金の支給停止に係る届出等）

第二十五条の三　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］